

物品購入等指名停止措置一覧

令和8年1月15日現在

No.	商号又は名称	本社所在地	指名停止の理由	該当事項	指名停止期間
1	葉隱勇進株式会社	東京都港区芝4丁目13-3 PMO 田町東10F	葉隱勇進株式会社が、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、その行為に対して、公正取引委員会から、令和6年5月22日付けて、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	別表2-2 (独占禁止法違反行為)	令和6年7月24日 から 令和8年7月23日 (24か月間)
2	極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目 5番11号	極東開発工業株式会社は、特定特装車製品の販売等に関して他社と情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意するなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行つたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	別表2-2 (独占禁止法違反行為)	令和8年1月15日 から 令和9年1月14日 (12か月間)